

堺市生活困窮者自立相談支援事業

堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」取り組み状況について

1. 事業概要

平成27年4月に施行した「生活困窮者自立支援法」は生活保護に至る前の段階における相談支援や多様な就労支援等の自立支援策を強化し、生活困窮者に対する総合的な支援を行うものです。社会的孤立や経済的困窮を要因とした生活困窮者を含め、地域のさまざまな“困りごと”に対して、社協らしく地域にねざした相談支援を行うことを目的に実施します。

自立相談支援事業

○名称：堺市生活・仕事応援センター すてっぷ・堺（堺市委託事業）

○人員：主任相談支援員1名、相談支援員6名、就労支援員2名（※堺市より民間人材派遣会社へ委託）
○自立相談支援事業（支援内容）→『伴走型の支援』

- ・相談支援（生活課題の把握及び本人の状況に応じた支援プランの作成、収支状況整理など）
- ・就労支援（職種選定、求人情報提供、書類作成、面接対策など）
- ・住居確保給付金の申請受付（離職等により住居にお困りの求職者への家賃相当額の支給）
- ・各区役所での巡回相談（堺区以外の区役所内「社協区事務所」／週1回・9:30～17:00）

○対象者：生活保護受給者以外の生活困窮者（経済的要因や社会的孤立などで生活に困窮している人）

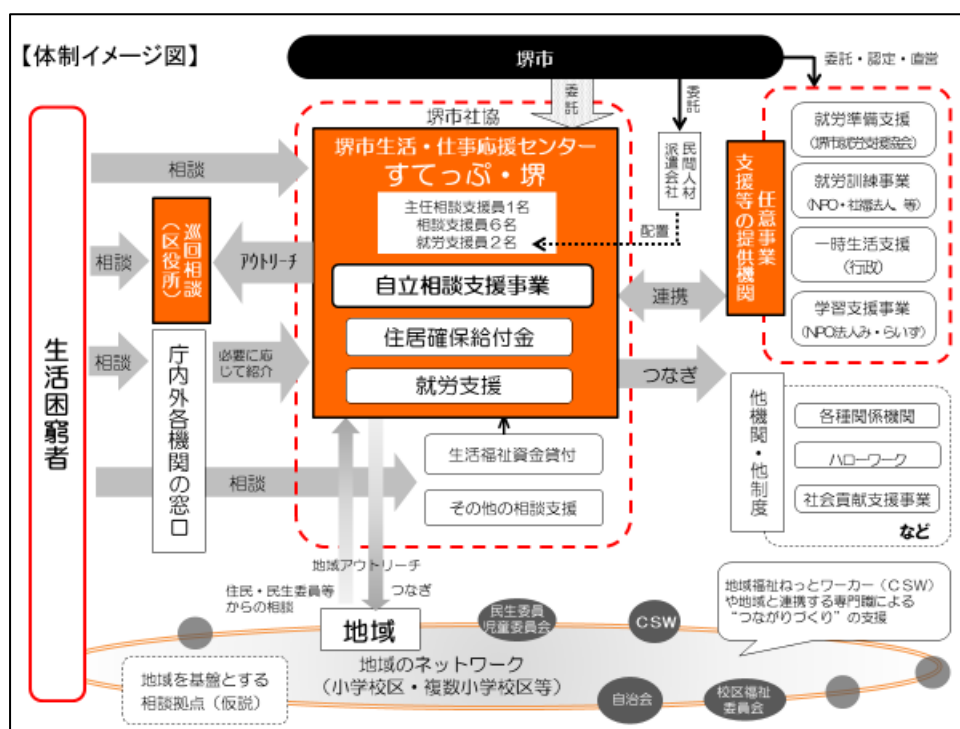
関連事業・任意事業

○住居確保給付金：就職活動を支えるため、原則3か月の住居確保給付金を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行う。【すてっぷ・堺】

○就労準備支援事業：直ちに一般就労に就くことが困難な者（就職まで一定期間を要する方）を対象に、就労に向け、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を計画的かつ一貫して行い、基礎能力の形成を図る。【受託団体：堺市就労支援協会】

○就労訓練事業（中間的就労）：就労への移行のため柔軟な働き方をする必要がある方を対象に、一般事業所において、本人に応じた業務を行うことで、仕事の雰囲気や体得し、一般就労に向けた支援を行う。【認定事業所：堺市内18か所】

○学習と居場所づくり支援事業：生活困窮世帯、児童扶養手当受給世帯、非課税世帯、生活保護受給世帯の高校生等の子ども無料で学習できる場、居場所となる場（Litto）を提供し、就学意識の向上や学習習慣の形成、社会性の育成等を図り貧困の連鎖を防止する。【受託団体：NPO法人み・らいず】

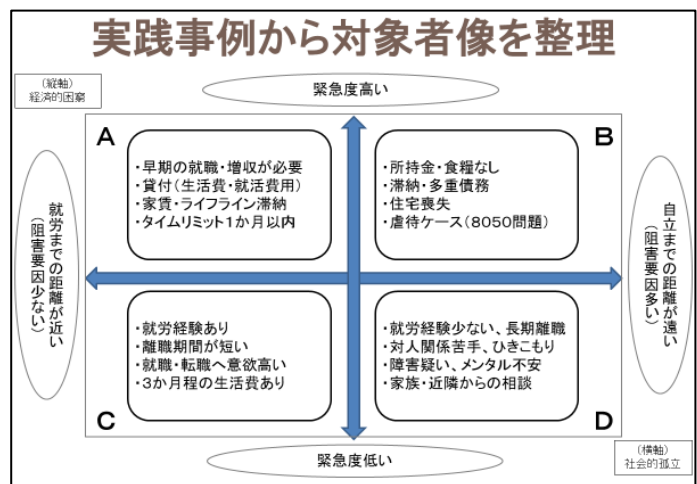


2. 事業実施状況（平成26年度～平成29年度）

	平成26年度モデル事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業	※平成26年6月16日開所 自立相談支援事業 家計相談支援事業	自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・区役所での巡回相談	自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・区役所での巡回相談	自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・区役所での巡回相談
体制	主任相談支援員1 相談支援員3 就労支援員1	主任相談支援員1 相談支援員6 就労支援員1	主任相談支援員1 相談支援員6 就労支援員2	主任相談支援員1 相談支援員6 就労支援員2
支援実績	新規相談：372件 支援回数：2,770回 プラン件数：57件 就職：79.2% (42/53)	新規相談：1,202件 支援回数：9,306回 プラン件数：177件 就職：86.7% (104/120)	新規相談：1,097件 支援回数：8,923回 プラン件数：184件 就職：86.0% (92/107)	新規相談：1,962件 支援回数：8,908回 プラン件数：351件 就職：79.3% (92/116)
会議	支援調整会議14回 総合相談システム検証会議	支援調整会議22回 総合相談システム検証会議	支援調整会議22回 所内会議	支援調整会議23回 所内会議
特徴	協働型の支援体制 地域アウトリーチ拠点モデル	民生委員会連携 検証シートの活用	生活支援課 プロジェクト検討	相談件数・プラン増加 合同ケース検討会

堺市社協における生活困窮者支援の特徴

- ① 初期設定と総合相談評価システムの開発、
- ② 協働型の自立相談支援体制、
- ③ 地域アウトリーチ機能（巡回相談）、
- ④ 「評価シート」による実践評価、
- ⑤ 「実践→評価→課題蓄積→開発」の循環



3. 今年度の相談支援実績（平成30年4月～8月※一部集計中）

(1) 新規相談件数：828件／支援回数（のべ）：3,141回

	4月	5月	6月	7月	8月
新規件数	164	153	151	191	169
支援回数	662	691	576	591	621

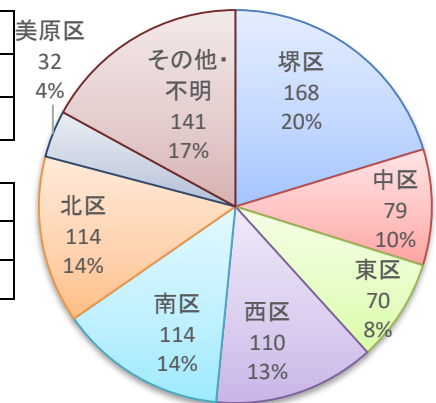
(2) うち巡回相談：新規135件／支援回数：1,144回

	中区	東区	西区	南区	北区	美原区
新規件数	16	6	13	10	9	2
支援回数	86	79	107	129	36	32

(3) 支援プラン策定：128件、終結：45件

(4) 就労決定件数：39件（対象55件／就職決定率70.9%）

(5) 住居確保給付金：相談17件／申請4件（給付のべ13件）



4. 特徴と今後に向けて（成果・課題）

- 1) 相談体制の安定化…法施行3年で制度周知と支援内容が定着し、相談件数・プラン件数が増加
- 2) 社協内外との支援ネットワークの構築…他機関や社協内の機能を駆使して横断的支援の実施
- 3) ネットワーク形成・地域づくり…各種会議や研修の機会での事例共有と地域活動との連携
- 4) 生活困窮者支援を通じた資源開発…3つのプロジェクト（仕事・お金・住まい）の企画検討

実践事例報告 —地域の発見から本人の自立を支えた事例—

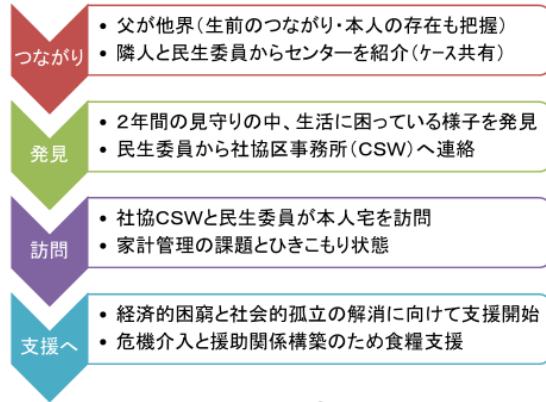
【概要】※実際の事例を基調に複数事例の要素を組み合わせモデル加工

- Dさん、40代、男性
- 長年、父と2人でくらしていた。兄妹なし。
- 2年前に父親が他界し、持家に一人で住んでいる。
- 親が残した預貯金・保険を切り崩しながらの生活。
- やさしくて人懐っこい性格。幼い印象。
- 20年間就労していない、内職を少ししていた。
- 人ごみが苦手で、電車に乗ることができない。
- 外出(買い物)は夜中にコンビニに行くくらい。



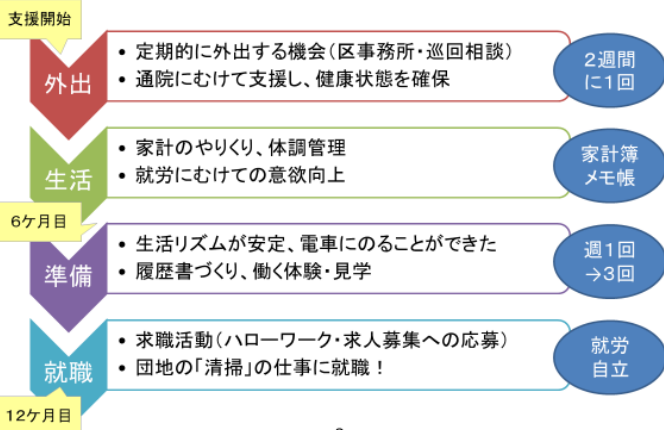
-1-

①地域住民による発見から社協へ



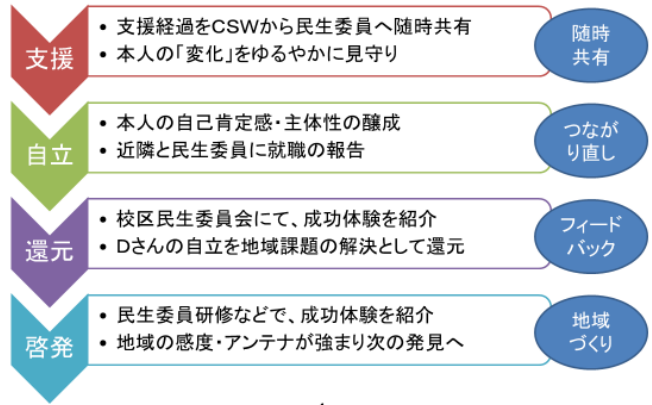
-2-

②すてっぷ・堺の支援から自立へ



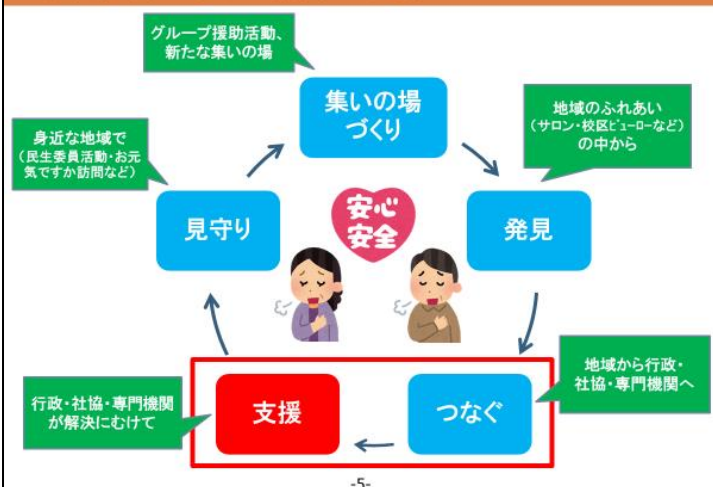
-3-

③地域へのフィードバック



-4-

地域住民の参加・協働の内容



-5-

民生委員の反応から

補足資料

<小学校区民生委員会での意見・感想>

「Dさんを見つけたのはたまたま」「民生委員が隣組として知り合いただけ」「自治会単位での情報網が大切」「相談件数の多さに驚き」「地域では地域包括Cを身近に頼っている」

- 住民のつながりによる「たまたま」を増やしていくことが重要。
- 地域の発見・気づきがどの相談機関に入っても、機関同士でつながる。

<民生委員研修での質問カード・アンケート>

「事例が具体的で良く分かった」「生活保護受給者は怠慢では?」「支援内容が過保護では?」「8050問題」「つないだ後の支援内容が良く分かった」「アンテナを張っていきたい」「現に気になる対象者がいる」

- 地域の【発見】を、専門機関の【支援】に、安心して【つなぐ】。
- 事例を“見える化”することで、地域の“感度”が高まる。(アンケートで「アンテナを広げたい」という感想がたくさんあった)

**84万人の中の「たった1人の自立」を
地域とともに支えることができた!**

-6-